

# JIS

## 絶縁ケーブルの導体

JIS C 3664 : 2007

(IEC 60228 : 2004)

(JCMA)

平成 19 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
	村 岡 泰 夫	社団法人電気学会
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.3.20 改正：平成 19.7.20

官 報 公 示：平成 19.7.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル TEL 03-3542-6035)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	1
3 分類	1
4 材料	2
4.1 一般事項	2
4.2 単線のアルミニウム導体	2
4.3 断面が円形又は扇形のより線のアルミニウム導体	2
5 単線の導体及びより線の導体	2
5.1 単線 (クラス 1)	2
5.2 より線の円形非圧縮導体 (クラス 2)	3
5.3 より線の円形圧縮導体及び扇形導体 (クラス 2)	3
6 可とう導体 (クラス 5 及びクラス 6)	3
6.1 構造	3
6.2 導体抵抗	3
7 箇条 5 及び箇条 6 への適合性の確認	3
附属書 A (規定) 導体抵抗の測定	8
附属書 B (参考) 温度補正係数を求めるための正確な式	10
附属書 C (参考) 円形導体の外径範囲の指針	11
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電線工業会(JCMA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 3664:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 絶縁ケーブルの導体

## Conductors of insulated cables

### 序文

この規格は、2004年に第3版として発行された IEC 60228 を基に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、広範な種類の電力ケーブル及び可とうコードの公称断面積が  $0.5 \text{ mm}^2 \sim 2\,500 \text{ mm}^2$  の素線構成及び導体の特性について規定する。導体は、固定配線用ケーブル用の銅線、アルミニウム線及びアルミニウム合金線の単線及びより線並びに可とう銅導体について規定する。

この規格は、電気通信を目的とした導体については適用しない。

この規格の特殊ケーブルへの適用可否は、その種類のケーブルを扱う個別規格で規定する。

この規格は、完成品ケーブルの導体に関する規定であり、特に規定する場合を除き、裸線又は半製品のケーブルの導体には適用しない。

導体抵抗の温度補正係数(附属書 B)及び円形導体の外径範囲(附属書 C)の補足情報は、参考とする。

**注記 1** この規格は、絶縁ケーブルの導体について公称値を規定するものであって、この規格によって適合性評価を行うことは意図していない。

**注記 2** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60228:2004, Conductors of insulated cables (IDT)**

なお、対応の程度を表す記号(IDT)は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、一致していることを示す。

### 2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 2.1

##### 金属めっき

すず又はすず合金のような金属の薄い層で覆うこと。

#### 2.2

##### 公称断面積

導体のサイズを特定するための値。直接測定によって確認する必要はない。

**注記** この規格の各導体サイズは、最大導体抵抗値の規定を満足しなければならない。

### 3 分類